

令和4年 10月28日

三重県知事 殿

132番地

伊勢市倭町132番地
医療法人 徳田内科
理事長 徳田 孝
電話 0596-28-8425

徳田内科

決 算 届

徳田 孝

令和 3年 9月 1日から令和 4年 8月 31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和3年 9月 1日 至 令和4年 8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 徳田内科
- ① 社団（出資持分あり）
 - ② その他（一般の医療法人）
 - ③ 基金制度不採用
- (2) 事務所所在地 三重県伊勢市倭町132番地
- (3) 設立認可年月日 平成 5年 11月 22日
- (4) 設立登記年月日 平成 5年 12月 21日

2 事業の概要

- (1) 本来業務
徳田ファミリークリニック 三重県伊勢市倭町132番地
- (2) 附帯業務
- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 3 年 10月25日 令和 3 年度決算の決定
令和 4 年 8月25日 次年度の事業計画及び収支予算の決定
- (4) その他

医療法人 徳田内科

所在地 伊勢市倭町132番地

財 産 目 録

(令和4年8月31日現在)

1. 資 産 額	136,427 千円
2. 負 債 額	125,993 千円
3. 純 資 産 額	10,434 千円

(内訳)

(単位：千円)

区 分

金 額

A 流 動 資 産	51,069
B 固 定 資 産	85,358
C 資 産 合 計 (A+B)	136,427
D 負 債 合 計	125,993
E 純 資 産 (C-D)	10,434

<土地及び建物について>

土 地 伊勢市倭町字米野132番地
伊勢市倭町字旭 157番地

建 物 伊勢市倭町字米野132番地

法人名 (医) 徳田内科
所在地 伊勢市倭町 1 3 2

※医療法人整理番号 D164

貸 借 対 照 表
(令和 4年 8月31日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	51,068,748	I 流 動 負 債	35,445,415
II 固 定 資 産	85,358,311	II 固 定 負 債	90,548,000
1 有 形 固 定 資 産	83,581,034	負 債 合 計	125,993,415
2 無 形 固 定 資 産	1,777,277	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000,000
		II 利 益 剰 余 金	433,644
		純 資 産 合 計	10,433,644
資 産 合 計	136,427,059	負債及び純資産合計	136,427,059

法人名 (医) 徳田内科
所在地 伊勢市倭町 1 3 2

※医療法人整理番号 0164

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 9月 1日 至 令和 4年 8月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 医 業 収 益	87,374,304
2 医 業 費 用	88,526,640
本 来 業 務 事 業 損 失	1,152,336
医 業 損 失	1,152,336
II 医 業 外 収 益	3,491,746
III 医 業 外 費 用	2,251,643
経 常 利 益	87,767
税 引 前 当 期 純 利 益	87,767
当 期 純 利 益	87,767

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳田内科
理事長 徳田 敦 殿

私は、医療法人 徳田内科の令和4会計年度（令和3年9月1日から令和4年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年10月25日

医療法人 徳田内科
監 事 徳田周

周子